

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
定 款

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、大阪府下において高圧ガスによる災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立し、保安管理技術の向上を図り、関係行政官庁と密接な連携を保ちながら必要な事業を行い、高圧ガス関係事業の安全と健全な発展を推進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの保安教育に資する講習、説明、研修、図書出版に関する事業
- (2) 高圧ガスの保安管理技術に資する調査、研究、実験に関する事業
- (3) 高圧ガスの保安に資する諸施策の周知、情報の提供、技術相談に関する事業
- (4) 高圧ガス保安協会より受託する高圧ガス製造保安責任者等試験に関する事業
- (5) 地域防災活動ならびに、高圧ガスの安全、保安にかかわる公益目的事業を達成するために関係団体より受託する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

会員とは、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、検査を営む企業及び事業所、高圧ガス製造設備、機器、容器、弁、計測器、附属品等の製造、販売、検査、処理を営む企業及び事業所並びにこれらに関連する企業、事業所及び団体又は個人で、この

法人の目的に賛同して入会した者。並びに高圧ガスまたは、高圧ガス製造設備等の業務に直接たずさわっていない企業及び事業所、団体又は個人で、この法人の目的に賛同して入会した者をいう。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会（定款第11条に定める「総会」をいう）において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することが出来る。

- 2 前項でいう退会とは、一般法人法上の退社をいう。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長（定款第20条に定める「会長」をいう）が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし会長に事故あるときは、出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 総会に出席できない会員は、他の会員又は、当該会員の企業、事業所及び団体に所属する者を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該会員又は代理人は、代理権を委任した旨を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。なお当該会員に対する前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席会員中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名以内を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長の補佐、並びに事務局を統括し、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、総会において監査報告を行う。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支払うことができる。
- 2 この法人の会長及び副会長は、無報酬とする。
 - 3 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

- 第27条 この法人に顧問及び相談役を各々3名以内置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。ただし報酬は無償とする。
 - 3 顧問及び相談役は会長の諮問に応え、理事会に出席し意見を述べる事が出来る。ただし、議決に加わることはできない。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、第20条第3項により副会長が理事会を招集する。
- 3 招集権者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 議長は招集権者が当たる。ただし招集権者が欠けたとき又は事故あるときは、出席理事の中から選出する。

(決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局・部会等

(部会等)

- 第33条 この法人の業務を執行していく機関または理事会等の諮問機関として、次の機関を設けることができる。
- (1) 事務局 この法人の業務を円滑に進めるため、主たる事務所に専務理事の管理下に常勤職員を配置する。
- (2) 幹事会 この法人の業務の執行に関し、専務理事の諮問機関として設

置する。

- (3) 技術専門部会 技術分野ごとに、保安技術、事故調査、研究、検討、その他必要な事項を行う部会。
- (4) 事業部会 定款第4条第1項第4号の業務を執行する事業部会。
- (5) 委員会 会報委員会、実験委員会、指定保安検査機関委員会等、理事会が設置を決めた委員会。

2 前項の各機関の構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 この法人は、総会の決議およびその他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款の施行について、必要な施行細則は理事会の決議を経て、定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、半田忠彦とする。
- 3 「整備法」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。